

～介護保険に関するよくある質問～

年末調整・確定申告時の介護保険料（社会保険料）控除について

1月から12月までに納付した介護保険料は、年末調整や確定申告において社会保険料控除の対象になります。

- 申告に証明書などの添付は不要です。
- 年末調整の場合は、該当する年の1月から12月の納付済額・納付予定額をご自身で合計し、申告してください。（下記参照）

① 年金天引き（特別徴収）で納めている方

翌年の1月中に年金保険者（日本年金機構など）から送付される「公的年金等の源泉徴収票」にてご確認ください。

遺族年金又は障害年金から年金天引きで納めている方には、日本年金機構などから「公的年金等の源泉徴収票」は送付されませんので、お持ちの「介護保険料額決定通知書」などを参考に、各偶数月に支給された年金から引かれている介護保険料の合計額を算出してください。

② 納付書（普通徴収）で納めている方

納付した年ごとの合計額になります。お手元の領収書の日付を確認し、該当する1年間に納付した分の合計額を算出してください。

③ 口座振替（普通徴収）で納めている方

口座振替をしている預金通帳（1月1日から12月31日までに引き落としされているもの）を確認の上、合計額を算出してください。

④ その他（納付証明書の交付を希望する場合）

領収書を紛失した場合や年末調整の際に勤務先などから納付済額を確認できる書類を求められた場合などは、1年間の介護保険料の納付済額を記載した「介護保険料納付証明書」を発行しますので、介護保険事務所へお問い合わせください。

※ 介護保険事務所のホームページ「OS 介護ネット」(URL : <https://www.oskaigonet.or.jp/>) の「介護保険料Q&A」にも、上記のほか介護保険料に関する様々な情報を掲載しています。

【問い合わせ先】 介護保険事務所 保険給付班 TEL 0187-86-3911